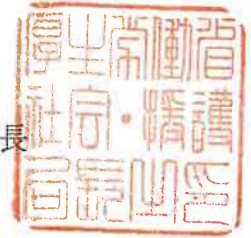


社援発1030第1号  
令和5年10月30日

社会福祉法人 全国盲ろう者協会  
理事長 真砂 靖 殿

厚生労働省社会・援護局長



令和5年度における社会福祉法人の業務等の状況に関する指導監査の結果について

標記について、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第56条第1項の規定に基づき、貴法人に対する指導監査を実施したところであるが、その結果、下記の事項について、是正又は改善を図る必要があると認められたので、現地において係官が指示した事項も併せ留意の上、所要の措置を講じるとともに、その結果を令和6年1月31日までに報告されたい。

## 記

### 1 法人運営について

#### (1) 評議員について

評議員会を続けて欠席している評議員が見受けられたことについて、評議員会の役割の重要性に鑑み今後は日程調整を工夫するなど、欠席者が出ないように評議員会を招集すること。

### 2 会計管理について

#### (1) 月次報告について

経理規程に従い、月次試算表を理事長に提出すること。

#### (2) 補正予算の編成について

令和4年度の予算執行中に、拠点区分間で予算配分の変更が行われたにも係わらず、補正予算を作成していないが、社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項により、資金収支予算書は拠点区分ごとに編成することと定められていることから、予算執行中に拠点区分間で予算配分に変更があった場合には、配分変更が軽微な場合を除き、該当する拠点区分について補正予算を編成すること。

(3) 補助金事業等附属明細書について

補助金事業収益（共同募金会からの受配者指定寄附金以外の配分金）を計上しているが、補助金事業等収益明細書を作成していない。該当年度で作成が必要な附属明細書は、漏れなく作成すること。

**【問合せ先】**

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2  
厚生労働省社会・援護局 福祉基盤課  
法人指導監査官 伊東 典亮  
社会福祉法人経営指導専門官 信澤 麻希子  
TEL 03-5253-1111 (内線2869)  
MAIL itou-noriaki@mhlw.go.jp  
nobusawa-makiko.ij4@mhlw.go.jp